



税

始まります 確定申告

問い合わせ 市民税務課 ☎92128

2月18日から

市内の会場で申告できます。

確定申告・市県民税申告の時期になりました。

平成31年1月1日現在で市内在住の方を対象に、申告を受け付けます。

ただし、申告の内容によっては、市の会場で受け付けできない場合があります。

(例)住宅借入金等特別控除の初めての申告や分離課税所得の申告、青色申告 など

※ 申告会場は混雑し、待ち時間が長くなることがあります。余裕を持ってお越しください。

申告に必要なもの

○「確定申告のお知らせ」はがきが届いた方は、そのはがき

○公的年金などの源泉徴収票

○給与の源泉徴収票

○生命保険の満期返戻金(一時金)や個人年金などを受け取った方は、平成30年中に支払われた額の支払明細書(経費などの記載があるもの)など

○医療費控除などを申告する場合は、「医療費控除の明細書」または、「セルフメディケーション税制の明細書」など

○事業所得や不動産所得などがある場合は、収支内訳書(用紙は会場にあります。収入・支出に関する帳簿や領収書などを整理し、準備してお

いてください)

○生命保険料や地震保険料の控除証明書

○健康保険料などの社会保険料の納付確認書や領収書

大竹市に支払った国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付確認書(いずれも年金からの天引き分を除くものが記載されています)は、1月下旬に送付済みです。

非課税年金から天引きされた保険料を控除対象として、申告される方は、市民税務課に問い合わせてください。

○国民年金保険料などの控除証明書や領収書

○配偶者などを控除対象とする場合は、その方の収入金額が分かるもの
○申告者のマイナンバー(12桁)が記載されているものと身元確認ができるものと身元確認が可能なもの

(例)運転免許証 など

※ 確認書類は必要ありませんが、控除対象とする扶養親族のマイナンバーも申告書へ記入していただく必要があります。
○控除対象になる寄附金を申告する場合は、受領証や振込票の控えなど

申告受付日程

と き		受付会場	
2月	18 (月)	総合市民会館 ※ 2月22日(金)は税の無料相談日です。中国税理士会から派遣された税理士に、無料で相談を受けてもらえます。 ※ 2月23日(土)、24日(日)は休日ですが申告の受け付けを行います。	
	19 (火)		
	20 (水)		
	21 (木)		
	22 (金)		
	23 (土)	《ご注意ください》 総合市民会館は、8時開場予定です。寒さが厳しい時期ですので、開場前に戸外での順番待ちはお控えください。	
	24 (日)		
25 (月)	9時～12時		
2月	26 (火)	10時15分～12時 10時～12時	阿多田島漁協※ 阿多田地区の方のみ対象です。 松ヶ原集会所
	27 (水)	9時～16時	コミュニティサロン玖波
	28 (木)	9時～12時	
	3月	1 (金)	10時30分～15時
4 (月)		9時～16時	市役所(3階)
5 (火)			
6 (水)			
7 (木)			
8 (金)			
11 (月)			
12 (火)			
13 (水)			
14 (木)			
15 (金)		9時～12時	

準備
オツケー



確認ができる書類
○申告者名義の口座番号などが分かるもの(所得税および復興特別所得税が還付になる場合に必要)
○印鑑 など

お近くの会場がご利用できます

今年の申告受け付けの日程は表のとおりです。確認の上お越しください。

また、申告書は自分で記入し郵送できます。

※ 申告書類は申告会場と市民税務課、各支所にあります。なお、申告書の種類によっては支所ないものもありますので、事前に市民税務課に確認してください。

税の無料相談

税理士記念日行事として、中国税理士会が、無料の相談会を行います。

と き 2月22日(金)
9時～16時
ところ 総合市民会館

確定申告書等作成コーナーでは

国税庁HP画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税および贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

作成した申告書は

e-Taxで送信
または書面で提出

※事前準備が必要です。
マイナンバーの入力と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。
ただし、e-Taxで送信すれば本人確認書類の提示などは不要です。
詳しくは「国税庁」で「検索」

パソコンでもスマホでも確定申告書が送信可能へ

ID・パスワード方式！
用意するのは、次の2つ
(ID・パスワード方式に対応した)
①ID(利用者識別番号)
②パスワード(暗証番号)

IDとパスワードは、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

一度発行すれば翌年以降の手続きは不要です。
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。
※マイナンバーカードを利用するマイナンバーカード方式による申告もできます。
●ID・パスワード方式は暫定的な対応であるため、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

スマホ×確定申告 スマート申告が始まります

廿日市税務署からのお知らせ

申告・納付期限

申告会場は
廿日市税務署
または
NTTクレド
ホールです

所得税および復興特別所得税、贈与税 3月15日(金)
個人事業者の消費税および地方消費税 4月 1日(月)

①口座振替日①
納税は「簡単・安心・便利」な口座振替をご利用ください
【所得税および復興特別所得税】 4月22日(月)
【消費税および地方消費税(個人事業者)】 4月24日(水)

【申告会場】

期 間	受付会場
2月18日(月)～3月15日(金) 相談受付8:30～16:00 (相談は9:00～17:00) (土・日曜日を除く)	○廿日市税務署 (廿日市市新宮1丁目15番40号) ○「NTTクレドホール」基町クレド・パセーラ11階 (広島市中区基町6番78号)

※2月17日(日)以前は、確定申告会場を設置しません。
※2月18日(月)からの廿日市税務署の確定申告会場は規模を縮小します。混雑状況によっては、16時以前に相談受付を終了する場合があります。

申告手続などにはマイナンバーの入力と本人確認書類の写しの添付が必要です。ただし、e-Taxで送信すれば本人確認書類の提示などは不要です。

前年、以下により確定申告書を作成・提出された方については、確定申告書用紙に代えて「確定申告のお知らせ」はがき(または通知書)をお送りしています。
①自宅などから国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して書面で確定申告書を作成・提出された方
②税務署の申告会場のパソコンで申告書を作成・提出された方
③市区町村の申告会場で申告書を作成・提出された方
④青色申告会、商工会などの指導会場で申告書を作成・提出された方